

亀山市告示第113号

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・第2子以降分）交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年6月19日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・第2子以降分）交付要綱の一部を改正する告示

亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・第2子以降分）交付要綱（令和4年亀山市告示第177号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・ <u>助成回数追加分</u> ）交付要綱	亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・ <u>第2子以降分</u> ）交付要綱
目次	目次
第1章 総則（第1条—第3条）	第1章 総則（第1条—第3条）
第2章 特定不妊治療費（先進医療）助成金（第4条—第9条）	第2章 特定不妊治療費（先進医療）助成金（第4条—第9条）
第3章 <u>特定不妊治療費（助成回数追加）助成金</u> （第10条—第14条）	第3章 <u>第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金</u> （第10条—第14条）
第4章 雑則（第15条）	第4章 雑則（第15条）

附則

(助成金の名称及び種類)

第3条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市特定不妊治療費助成金(先進医療分・助成回数追加分) (以下「助成金」という。) という。

2 助成金の種類は、次のとおりとする。

[(1) 略]

(2) 特定不妊治療費(助成回数追加)

助成金 県要領第3条の2により市が実施し、交付する助成金

第3章 特定不妊治療費(助成回数追加)助成金

(助成の対象)

第10条 助成の対象は、次に掲げる保険適用終了後の特定不妊治療に対する回数追加事業に係る保険適用外の特定不妊治療に要した費用とする。

[(1) ~ (6) 略]

[2 略]

(交付対象者)

第11条 助成金の交付対象者は、特定不妊治療を受けた者のうち、次の要件を満たすものとする。

[(1) ~ (4) 略]

[号を削る。]

附則

(助成金の名称及び種類)

第3条 この告示により交付する助成金の名称は、亀山市特定不妊治療費助成金(先進医療分・第2子以降分) (以下「助成金」という。) という。

2 助成金の種類は、次のとおりとする。

[(1) 略]

(2) 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金

県要領第3条の2により市が実施し、交付する助成金

第3章 第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金

(助成の対象)

第10条 助成の対象は、次に掲げる保険適用終了後の第2子以降の特定不妊治療に対する回数追加事業に係る保険適用外の特定不妊治療に要した費用とする。

[(1) ~ (6) 略]

[2 略]

(交付対象者)

第11条 助成金の交付対象者は、特定不妊治療を受けた者のうち、次の要件を満たすものとする。

[(1) ~ (4) 略]

(5) 夫婦から出生した実子が1人以上

<p>(5) [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(準用)</p> <p>第14条 第7条から第9条までの規定は、<u>特定不妊治療費（助成回数追加）助成金</u>の交付について準用する。</p>	<p><u>いること。</u></p> <p>(6) [略]</p> <p>[2 略]</p> <p>(準用)</p> <p>第14条 第7条から第9条までの規定は、<u>第2子以降の特定不妊治療に対する助成回数追加助成金</u>の交付について準用する。</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の亀山市特定不妊治療費助成金（先進医療分・助成回数追加分）交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に治療を開始した特定不妊治療について適用する。